一般社団法人日本動物支援協会

ボランティア活動受入規定

（趣旨）

第1条　この規定は一般社団法人日本動物支援協会(JASA)が運営するアニマルシェルター在籍ペットの保護・支援活動におけるボランティア受入により、１頭でも多くのペットたちを救済することを目的として、受入及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

（受入方法）

第２条

1. 一般社団法人日本動物支援協会(JASA)はボランティアを受入るときは、あらかじめ活動可能な期間、内容等の活動希望を確認のため、別紙ボランティア活動登録申込書・ボランティア活動確認書（以降、確認書とする）の提出を要請するものとする。
2. 一般社団法人日本動物支援協会(JASA)は確認書を受理した後、内容を検討した上、運営に支障がないと認められるときはボランティアを受入る。ただし、運営上適当でないと認めあれるときは、ボランティア希望者に対して理由を付し、受入を断ることができる。これはボランティア活動開始後であっても適用される。
3. 一般社団法人日本動物支援協会(JASA)はボランティアを受入る場合、一般社団法人日本動物支援協会(JASA)及てボランティアが互いに守るべき内容について確認するため、別紙ボランティア活動の誓約書（以降、誓約署とす を交わすものとする。

（活動のルール・注意事項）

第3条　一般社団法人日本動物支援協会(JASA)はボランティア活動を行う際、次に掲げる事項をボランティアに要請する。

(1) 自分にあった無理のない活動をする。
(2) 活動日時は厳守する。欠席・遅刻・早退の際は直ちに連絡を入れる。
(3) 決まり事や注意事項は必ず守る。不明点はすぐに確認をする。
(4) 引き受けた活動について責任を持つ。
(5) 関わりを持った人、ペット、施設、団体等の情報を漏洩しない。
(6) 自分のペットを同行しての活動は認めない。

（活動のルール・注意事項）

第4条　一般社団法人日本動物支援協会(JASA)はボランティアを受け入れるにあたって、事故等の発生を防止するため、注意事項をあらかじめ伝えるものとする。また、ボランティアが注意事項を守らない場合等は活動を中止させることができる。また、ペットという生き物に対する特殊な活動のため、不測の事故や怪我等が発生しても自己責任とし、一般社団法人日本動物支援協会(JASA)が責任をおうことはない。

上記は2013年5月1日現在のもので、予告なく追加変更を行う場合があるものとする。

一般社団法人日本動物支援協会(JASA)
〒989－3212
宮城県仙台市青葉区芋沢字綱木坂25番地
ボランティア連絡用携帯電話　090-4315-1305